

令和6年度 活動テーマ
お客様に選ばれ続ける
エネルギー、LPガス!

〈活動目標〉

1. 保安の確保の充実
2. 料金の透明化と取引の適正化
3. 防災対策と訓練
4. 需要創造への取り組み
5. LPガスのブランド力の向上

愛媛県

LPガス情報

ホームページアドレス <http://www.ehime-lpg.or.jp>
メールアドレス info@ehime-lpg.or.jp

発行者
(一社)愛媛県LPガス協会
〒790-0003
松山市三番町6丁目7-2
ラベルダムビル4階
電話(089)947-4744
FAX(089)947-8499

令和6年度第7回理事会

1. 日時

令和7年3月12日(水) 14:00~15:30

2. 場所

松山市男女共同参画センター 視聴覚室A B
松山市三番町六丁目4番地20

3. 理事・監事の現在数及び出席理事・監事の氏名等

- (1) 理事数26名 出席理事20名
- (2) 監事数2名 出席監事1名

4. あいさつ

妹尾会長より開会挨拶

令和7年度LPガス関連予算で、災害対応能力の強化からLPガスバルクに関する補助金が予算化された事、取引適正化に関する調査費用が初めて予算化され国のLPガスに対する期待が伺えた事、令和7年度は赤字計画となることから、安定した財政状態で協会が持続できる様に検討していかなければならない旨の挨拶を行った。

5. 報告事項

- ① 令和6年度予算執行状況について
資料に基づき事務局より報告があった。
- ② 部会報告
総務部会 得能 祐治 部会長
保安部会 亀岡 明彦 部会長
需要開発部会 森 和幸 部会長
流通部会 越智 浩 部会長
青年部会 越智 元 部会長 (オブザーバー出席)
資料に基づき部会長より報告があった。

(各理事からの意見)

渡邊理事：実際災害が発生した場合、緊急連絡は実施しても、出勤は誰が行うかを、支部内でルール化すべきでないか。

渡邊理事：三部料金制について、会員・販売店のなかには必要性を疑問視する方も居る。協会として指導して欲しい。

妹尾会長：緊急連絡体制については、協会事務局で対策本部を立ち上げて、被災情報を基に指示を発することとなる。

亀岡保安部長：各支部の対応策は、マニュアルに記載しているが、マニュアル通りに支部が対応できるか等手直しも考えている。

また、緊急連絡体制については、行政へ現状の第一報を正確に報告すべきこととしている。各支部長には負担を強いるが支部の状況を、まず第一に確認して報告して欲しい。実際対応できるようにマニュアル変更を保安部会で検討している

ので、意見や要望を出して欲しい。

妹尾会長：三部料金制については、法改正で決定されている事項であり、各支部の会議のなかでも周知・徹底して欲しい。

- ③ 会員の動向について
資料に基づき事務局より報告があった。

6. 協議事項

- 審議1 令和7年度事業計画(案)及び予算(案)について
資料を基に事務局より説明を行った。
妹尾会長：支部予算について、予算枠を超えた支部は実施する時点において再度見直しを行い、より一層の工夫をしていただき予算内に収めるよう努めて欲しい。
異議なく承認された。
- 審議2 各種表彰の推薦候補者について
資料を基に事務局より説明を行った。
異議なく承認された。
- 審議3 青年部会員の承認について
資料を基に青年部会長より説明を行った。
異議なく承認された。
- 審議4 PR広報活動販促物の発注先の選定について
資料を基に青年部会長より説明を行った。
発注内容・制作部数370部・発注先は伊予マークで決定し、配布方法については再考とすることで承認された。

7. その他事項

- ① 地方創生臨時交付金に係る取組み状況について
- ② 役員賠償保険の付保について
- ③ 支部役員の変更申請について
各々事務局より報告があった。

8. その他

各理事から14条書面に関して早期の出荷要請とチラシの配布及び指針の明示等についての要望が出された。

14条書面の改訂版は4月以降出荷の見通しであり、指針については早期にHP等で対応したい。チラシは受注生産であり、現在在庫として確保出来てない。

妹尾会長：我々のマーケットは、我々で維持発展させるという基本スタンスが重要且つ必要であり、積極的に各支部で取り組んで欲しい。

15:30 閉会した。

第47回通常総会のご案内

(一社)愛媛県LPガス協会第47回通常総会の日程をご案内いたします。

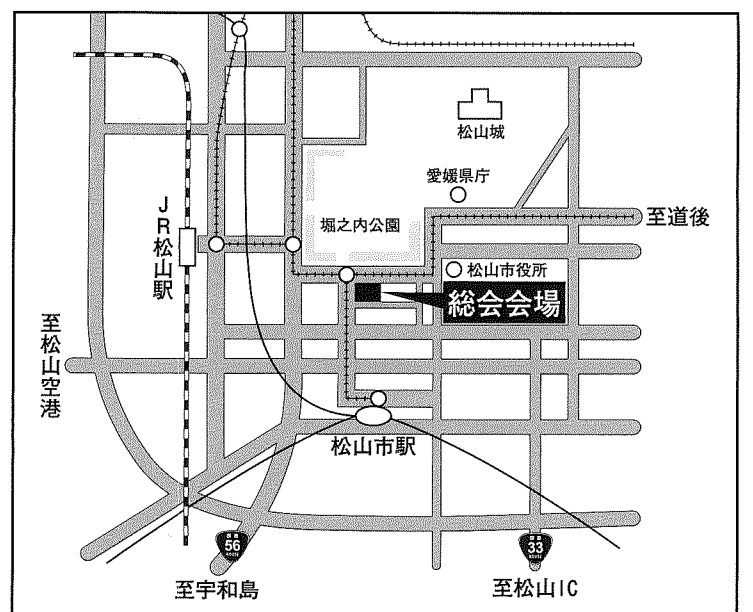
正会員の皆様には、案内状並びに出欠ハガキ(委任状)、総会資料を後日送付いたします。

会員代表者以外の方が出席された場合、委任状を受けていないと議決権を行使することができなくなっておりますので、十分ご注意ください。

委任を受けている場合でも、委任する方が会員代表者である必要があります。

なお、開催日時、場所につきましては次のとおりです。

1. 日時
令和7年5月28日(水)
午後1時30分より
2. 場所
リジェール松山 (JA愛媛会館)
松山市南堀端町
8階 クリスタホール



LPガス販売指針の説明会開催のお知らせ

LPガス販売指針が改訂され、冊子を3月情報紙と同封いたしました。弊会といたしましては、説明会を第47回通常総会後に、講師を招いて開催することとなりました。商慣行是正や取引適正化の法改正が施行され、これからの販売に係る説明会になりますので、多くの方にご参加いただきたくご案内申し上げます。つきましては、会場準備のため別紙参加申込書にご記入のうえ返信をお願いいたします。

記

1. 日時

令和7年5月28日(水) 15:00~(予定)90分程度

2. 場所

リジェール松山 (JA愛媛会館)

3. 内容

LPガス販売指針 (取引適正化・料金情報提供の自主ルール)

4. 講師

(一社)全国LPガス協会

保安・業務グループ マネージャー 森 浩 氏

【支部活動】新居浜支部が展示会を実施

新居浜支部でガス展示会が実施されました。他支部で展示会される時の参考にしてください。

1. 実施日時

令和7年3月15日(土) 10:00~16:00

2. 実施場所

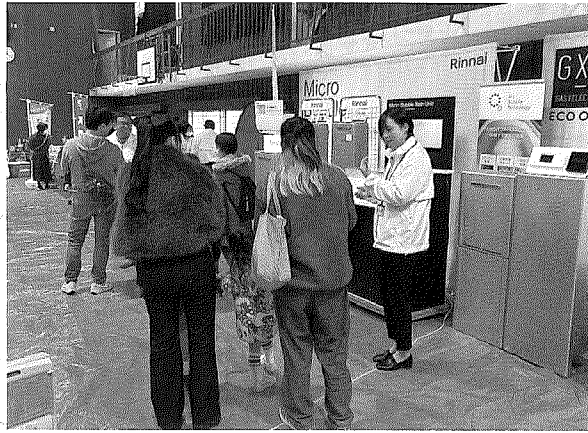
ワクリ工新居浜
新居浜市新田町1-8-56

3. 主催者

(一社)愛媛県LPガス協会 新居浜支部

4. 協力企業

リンナイ(株)



5. 参加者

支部会員、リンナイ(株)社員、事務局

6. 展示内容

【展示物】

- Siセンサーコンロ (ビルトイン) : 8台
- Siセンサーコンロ (テーブル) : 4台
- エコジョーズ : 3台
- ハイブリッド給湯器 : 1台
- その他 (衣類乾燥) : 3台

【催物】

調理実演

7. 配布物

広告用チラシ

8. 展示パネル

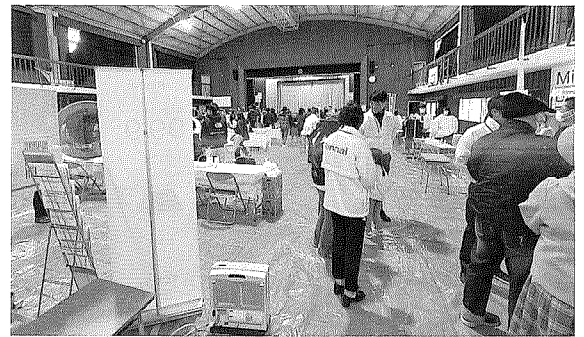
Siセンサーコンロ、最後の砦、事故が少ない

9. 展示会の状況

通常のガスの展示会に加えてキッチンカー等20店舗出店、ダンス発表2組、みきゃん&ダークみきゃんの出演を通じて、ガス顧客以外のお客様にもガス器具を知ってもらう事にも力を入れてみました。

10. 来場者数

200組 340名



2025年度自治体によるエネファーム導入に係る補助金について

今年度も愛媛県内の自治体におけるエネファーム導入に係る補助金の受付が始まりましたのでお知らせいたします。

4月3日時点HPで補助有の確認が出来た自治体を掲載しています。

20市町のうち9つの市町で予算が生まれ、いずれも申請受付が始まっており、今年度も国がおこなっている「住宅省エネ2025キャンペーン」と併用可能です。

補助金を利用される際には事前に各自治体にお問い合わせください。採択方法は、先着順になっておりますので補助金を活用される際は、お忘れなく申請してください。

詳細については、各自治体のホームページをご確認ください。補助金状況については、今後更新される予定ですので、適時情報紙でお知らせいたします。

都道府県市・区・町 ※1	事業名 ※2	申請受付期間 (予定)	エネファーム導入補助内容 (補助額上限、条件、予算/予定件数等)	採択法	申請時期 ※3	国補助の併用
松山市	ゼロカーボン等推進補助金 (家庭用燃料電池システム設置補助)	2025. 4. 14~2026. 2. 28	6万円	先着	A	○
東温市	新エネルギー機器等設置費補助	~2026. 3. 6 (設置後6か月以内)	10万円 蓄電池分と併せて50件を予定	先着	B	○
宇和島市	新エネルギー設備等導入費補助	2025. 4. 1~2026. 3. 31	10万円	先着	B	○
八幡浜市	新エネルギー設備等導入費補助	2025. 4. 1~2026. 2. 28 (導入完了後1年以内)	10万円 エネファーム分として3件を予定	先着	B	○
西条市	新エネルギー等関連設備導入促進事業補助	2025. 4. 1~ (導入完了後1年以内)	10万円	先着	B	○
大洲市	家庭用蓄電池等設備設置費補助	2025. 4. 1~ (導入完了後1年以内)	10万円 総予算額300万円	先着	B	○
西予市	新エネルギー設備等導入費補助	2025. 4. 1~ (導入完了後1年以内)	10万円	先着	B	○
愛南町	新エネルギー等導入促進補助	2025. 4. 1~	10万円 総予算額500万円	先着	A	○
砥部町	住宅用新エネルギー機器設置費補助	2025. 4. 1~2026. 3. 31 (設置完了後1年以内)	10万円	先着	B	○

※1 都道府県および補助事業実施を発表している市・特別区・町 (村は調査できたもののみ)

※2 エネファーム等導入補助制度およびエネファーム設置が特に補助対象となっている住宅リフォーム補助事業等を記載

※3 A: 設置前 (設置後の完了報告も必要)、B: 設置後等

物流効率化法の改正について (お知らせ)

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和6年法律第23号)が、令和6年5月15日に公布され、令和7年4月1日(一部内容は、令和8年4月1日予定)から施行されました。LPガス業界の配送にも大変関わりがありますので下記をご確認いただきご対応をよろしく願いたします。

誌面の都合上概要のみ掲載させていただきます。予めご了承ください。

荷主・物流事業者に対する規制措置

荷主・物流事業者間の商慣行を見直し、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図る。

対象

2025年度 すべての事業者

- 荷主(発荷主、着荷主)・物流事業者(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。
- *元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- 上記取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。

2026年度 一定規模以上の事業者

- 上記の事業者のうち一定規模以上のものを特定事業者として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、勧告・命令を実施。
- さらに、うち荷主には、物流統括管理者の選任を義務付け。

努力義務

- I. LPガスの運送の委託の時から貨物を引き渡し、または受け取るべき時までの間に、LPガス自動車運送事業者等が他の貨物との積合せその他の措置により、その雇用する運転者一人当たりの一回の運送ごとのLPガスの重量を増加させることができるよう、LPガスの受渡しを行う日及び時刻または時間帯を決定すること
- II. LPガスの受渡しを行う日及び時刻または時間帯を決定するに当たっては、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数のLPガス自動車が集荷又は配達を行うべき場所に到着しないようにすること
- III. 運転者の荷役等を行わせる場合にあっては、パレットその他の荷役の効率化に資する輸送器具(LPガス自動車に積み込むものに限る)を運転者が利用できるようにする措置その他の運転者の荷役等を省力化する措置また、上記の努力義務について、荷主が短縮すべき荷待ち時間等は、荷待ち

時間にあっては次に掲げる施設またはその周辺の場所におけるものに、荷役時間にあっては次に掲げる施設におけるものとされています

- I. 当該荷主が管理する施設
※荷主が所有または賃借する施設において他の事業者による施設内の運営等を委託している場合も含む
- II. 当該荷主との間で当該貨物に係る寄託契約を締結したものが管理する施設

特定荷主の判断基準

特定荷主と判断されるのは「取扱貨物の重量」が9万トンの事業者が対象。その算定も第一種荷主と第二種荷主を分けて算定する必要がある。ただし、大企業等、そもそもLPガスだけで9万トンの販売量がある事業者は当初より特定荷主としての対応準備が必要です。また、特定荷主になるか否か算定が必要になる事業者ですが、LPガス以外に同一法人内で石油製品各種、ウォーター事業、米穀事業等々、様々な事業を行っているものと考えられます。算定方法は質量以外に金額換算等も認められていますが、当業界事業者は質量で計算するのが最も容易であると考えます。特定荷主の判断はLPガス以外の事業も含めて概ね、99%を占める事業が重量計測の対象になり、その合計で9万トン以上となれば「特定荷主」となります。残りの1%未満の事業は重量計測から除外しても良く対象外となります。(ただし、1%未満の事業についても改善に努めるべき法規制の対象。)

物流統括管理者の要件

事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者
(重要な経営判断を行う役員等の経営幹部から選任される必要があります)

詳細は下記ページにてご確認ください。

【改正物流効率化法における荷主の判断基準省令等】

- 国交省HP
https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000854.html



<WEB会議用URL (webex)>

3月14日(金) 13:30~
<https://jlsa.webex.com/jlsa/j.php?MTID=m3494fa5799e28802c83fa0393515ed74>



※会議資料は愛媛県LPガス協会ホームページ『会員のみなさま』のページに掲載いたします。

(公社)全日本トラック協会
https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/top/bukkoho_new.html



令和7年度 高压ガス担当者紹介

愛媛県・新居浜市消防本部・松山市消防局の人事異動により、高压ガス担当者の異動がありましたので、お知らせいたします。(液石担当者は太字で明記)

(県庁・東予地方局・中予地方局・南予地方局)

所 属	職 名	氏 名	電 話	F A X
県 庁 消防防災安全課	課 長	前田 正樹	089-912-2320	089-941-0119
	主 幹	中矢 裕之		
	保 安 係 長	武田 伸也		
	主 任	影浦 裕		
	主 任	白石 雅紘		
	主 事	清水 政臣		
東 予 地方局	本 局 防 災 策 室 室 長	西山貴久哉	0897-56-1300 (代表)	0897-56-3731
	交 通 保 安 係 長	伊藤 文		
	主 任	那須 勇汰		
今 治 支 局 総 務 県 民 室	室 長	福田 貴徳	0898-32-3732	0898-24-1586
	主 幹	大澤 知幸		
	担 当 係 長	河野 直美		
中 予 地方局	防 災 策 室 室 長	石河 一郎	089-909-8750	089-913-1140
	防 災 策 係 長	渡部 真也		
	担 当 係 長	森田 貴		
	主 事	三原 太陽		

所 属	職 名	氏 名	電 話	F A X	
南 予 地方局	本 局 防 災 策 室	室 長	藤田 賢	0895-28-6103	0895-22-0576
		防 災 策 係 長	橋本 真一		
		主 事	三好 真生		
	八 幡 浜 支 局 総 務 県 民 室	室 長	權田 典三	0894-24-5288	0894-24-6271
		主 幹	久保田真由美		
	防 災 策 係 長	山中 綾子			
	専 門 員	寶生 明子			

(新居浜市消防本部)

所 属	職 名	氏 名	電 話	F A X
予 防 課	消 防 長	後田 武	0897-65-1342	0897-34-1189
	課 長	宮武 太郎		
	係 長	藤田 圭祐		
	主 任	豊嶋 圭太		
	主 事	福山 草生		

(松山市消防局)

所 属	職 名	氏 名	電 話	F A X
予 防 課	消 防 局 長	西岡 克仁	089-926-9217	089-926-9163
	課 長	中西 則之		
	副 主 幹	吉富 佳門		
	主 査	渡邊 亮平		
	主 任	丹生谷貴和		
	消 防 副 士 長	井手 捷人		

令和6年度危険物運搬車両の取締り結果について

愛媛県は車両による高圧ガス移動時における安全を確認するため、毎年愛媛県警察本部と合同で危険物（高圧ガス）運搬車両の取締りを実施し、基準遵守状況を確認しています。

昨年度は9月～2月の間で、県下8ヶ所において実施され、点検車両14台

の内4台（違反率28.6%）の違反が確認されました。詳細は以下のとおりですが、昨年より違反台数が増加しております。

会員の皆様におかれましては、引き続き高圧ガス保安法第23条の移動の基準を含め関係法令遵守をお願いいたします。

危険物（高圧ガス関係）運搬車両取締り結果表

1. 点検車両台数及び違反車両台数

令和6年度実施

実施場所	実施日 月/日	タンクローリー		バラ積み		計	
		点検 台数	違反 台数	点検 台数	違反 台数	点検 台数	違反 台数
久万高原町露峰甲2604番地1	9/27	0	0	1	0	1	0
松山市大可賀3丁目580番地 コスモ松山石油(株)松山工場	11/18	1	0	0	0	1	0
国道56号線上り車線 大場の鼻トンネル北側 (宇和島市津島町嵐2番地6)	11/19	0	0	2	1	2	1
四国中央市川之江町4136番地3	12/3	0	0	0	0	0	0
大洲市平野町野田1625番地1 西側路上(国道197号下り車線)	12/11	0	0	3	2	3	2
松山市末町223番地3 湯山駐在所東方路上	12/20	0	0	2	0	2	0
今治市菊間町佐方384番地北側 国道196号	2/7	3	1	0	0	3	1
西条市船屋乙5番地30	2/27	1	0	1	0	2	0
計		5	1	9	3	14	4

違反割合20.0% 違反割合33.3% 違反割合28.6%

(注1) 1台について2以上の違反事項がある場合も、1台として記入

2. 違反車両に対する措置状況

措置内容	タンクローリー 台数	バラ積み 台数	計 台数
口頭注意(現場改善)	1(0)	1(0)	2(0)
口頭注意(出頭改善)	0(0)	0(0)	0(0)
文書警告	0(0)	2(2)	2(2)
告発又は検挙	0(0)	0(0)	0(0)
計	1(0)	3(2)	4(2)

(注) 2以上の措置がある場合には、措置内容の重い方に記入
始末書を徴収した場合には、()にその件数を記入

3. 違反車両の違反事項件数

①容器固定車両(ローリー)

検査項目	件数	検査項目	件数
警戒標	0	毒性ガス保護具等携帯	0
高さ検知棒	0	荷送人連絡措置(イエロー・カード)	0
バルブ等の開閉状態等の明示	0	対応組織応援措置	1
移動開始終了時点検	0	災害拡大防止措置(イエロー・カード)	0
バルブ又は容器と後バンパとの距離	0	移動監視者搭乗	0
操作箱の設置	0	監視者書面携帯	0
操作箱と後バンパとの距離	0	運転者2名乗務	0
附属品損傷防止	0	容器再検査	0
温度測定装置	0	ガス名表示	0
イエロー・カード	0	積載ガス	0
資材工具等携帯	0	充てん量	0
消火器	0	計	1

②容器積載車両(バラ積み)

検査項目	件数	検査項目	件数
警戒標	0	除害の措置	0
転落転倒等防止措置(積載方法)	1	荷送人連絡措置(イエロー・カード)	0
バルブ損傷防止等	0	対応組織応援措置	0
混載禁止	0	災害拡大防止措置(イエロー・カード)	0
イエロー・カード	1	移動監視者搭乗	0
消火器	2	監視者書面携帯	0
資材工具等携帯	1	運転者2名乗務	0
バルブ相互向禁止	0	容器表示	0
毒性ガスの木枠パッキン	0	容器塗色	0
毒性ガス保護具等携帯	0	計	5

LPガス関係(違反の詳細)

車両別内訳

タンクローリー…点検台数5台の内違反台数1台

(内LPガス関係1台)

バラ積み車両…点検台数9台の内違反台数3台

(内LPガス関係3台)

タンクローリー…地域防災協議会会員証写しの不携帯 1件
 バラ積み車両…転落転倒等防止措置：ロープ固定不備 1件
 イエローカードの不携帯 1件
 消火器の不携帯 2件
 防災工具等の不携帯 1件

液化石油ガスを積載して移動する車両については、容器の転落・転倒防止措置の徹底を確認するとともに、警戒標識(高圧ガス)・防災工具・消火器(車載用)・イエローカード・容器表示等を毎月1回以上点検・確認し、常に正常な状態に維持管理をお願いします。

【ご案内】LPガス読本について

日本LPガス団体協議会が『LPガス読本』の改訂版を発行されました。

『LPガス読本』は、事業発展に関わる新たな学びになります。

項目に応じQRコードから関連情報へのリンクや、目次から各項目へのジャンプが可能になっており調べやすくなっております。

愛媛県LPガス協会ホームページのバナーに改訂版を貼り付けしております。

協会日誌

4月15日(火)
決算監事監査
(一社)愛媛県LPガス協会
4月16日(水)
第1回青年部会
(伊藤忠エネクスホームラ
イフ(株)松山営業所)
4月17日(木)
第1回理事会
(男女共同参画推進セン
ター)

連休について

連休について、LPガスの配送・点検をはじめ、お客様からの呼び出し等不測の事態が発生する可能性は多々あります。その際には細心の注意を払い、確実な実施をおねがいいたします。

お客様からのご要望で切替が生じる可能性もありますが、出来るだけ連休期間中は避けることをお勧めしてください。都市ガス転換についても切替を行う際には、切替予定日の事前通知に関し、出来るだけ連休を避けるようお客様へお話をしてくださ

い。

また、配送時の運転に際しては、余裕のある時間での対応を心がけてください。配送車両の点検項目や配送中の注意点・非常時の措置などを事前によく確認したうえで、配送中は道路交通法を遵守し安全運転を心がけてください。運搬しているLPガスは、取扱いを間違えると危険を伴うものであることをよく自覚し、十分に注意して配送業務に従事して頂くよう、改めてお願いいたします。

四国ガス(株)との転換情報 (2025年3月転換処理分)

項目	LPガスが 四国ガスへ 転換	四国ガスが LPガスへ 転換	差引き 四国ガス へ 換	転換された 計
今治	1	0	1	4,698
松山	9	3	6	12,366
宇和島	2	1	1	3,137
計	12	4	8	20,201

※累計は昭和58年6月転換協定以降の数